

議案第60号

東京都板橋区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年9月21日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立高齢者住宅条例（平成9年板橋区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「付帯施設」の次に「で、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第2号に定める公営住宅に該当するもの」を加え、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条を次のように改める。

（設置）

第3条 高齢者住宅の名称、位置及び戸数は、別表のとおりとする。

第6条第2項中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改める。

第7条第1項中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改め、同条第2項中「使用者」を「区営住宅使用者」に、「第22条第2項及び第34条第3項において」を「以下」に、「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改める。

第8条第3項、第9条、第9条の2、第11条第3項、第14条、第14条の2、第18条第1項及び第19条第1項ただし書中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改める。

第22条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改め、同項第1号中「区営住宅の使用者」を「区営住宅使用者」に、「当該使用者」を「当該区営住宅使用者」に、「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改める。

第34条第1項及び第2項中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に

改め、同条第3項中「区営住宅の使用者」を「区営住宅使用者」に、「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改め、同条第4項中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	位置	戸数
東京都板橋区立常盤台けやき苑	東京都板橋区常盤台四丁目4番1号	単身者向け19
東京都板橋区立中台けやき苑	東京都板橋区中台二丁目14番1号	単身者向け28
東京都板橋区立成増けやき苑	東京都板橋区成増四丁目37番1号	単身者向け9 世帯向け19
東京都板橋区立桜川けやき苑	東京都板橋区桜川三丁目5番15号	単身者向け12 世帯向け18
東京都板橋区立小豆沢けやき苑	東京都板橋区小豆沢四丁目19番18号	単身者向け20 世帯向け10
東京都板橋区立大谷口上町けやき苑	東京都板橋区大谷口上町84番5号	世帯向け23

付 則

（施行期日）

1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。

（東京都板橋区営住宅条例の一部改正）

2 東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に、「第2条第2号」を「第2条第1号」に改める。

第7条第4項中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に、「使用者」を「高齢者住宅使用者」に、「第22条第2項及び第34条第4項に

において」を「以下」に改める。

第9条第5号中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改め、同条第6号中「区営住宅を使用している者」を「区営住宅又は高齢者住宅を使用している者」に改める。

第14条中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改め、同項第1号中「一般高齢者住宅の使用者」を「高齢者住宅使用者」に、「当該使用者」を「当該高齢者住宅使用者」に改める。

第34条第3項中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改め、同条第4項中「一般高齢者住宅の使用者」を「高齢者住宅使用者」に、「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改める。

(東京都板橋区改良住宅条例の一部改正)

3 東京都板橋区改良住宅条例（平成15年板橋区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「以下」を削る。

第13条の2中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に、「第2条第2号」を「第2条第1号」に改める。

第29条第2項中「一般高齢者住宅」を「高齢者住宅」に改める。

(提案理由)

徳丸けやき苑、前野けやき苑及び高島平けやき苑を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。